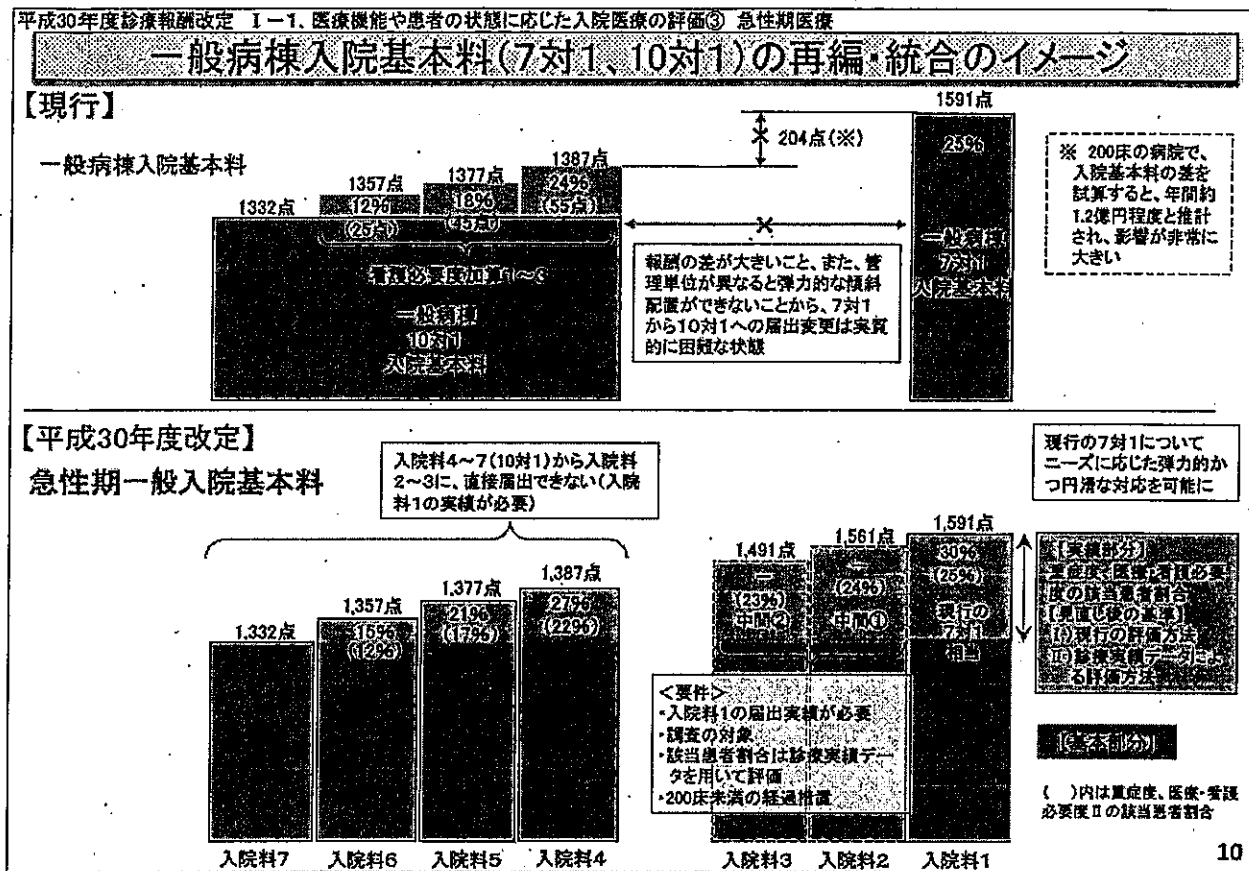


<論 点> 診療報酬改定をふまえた看護人材の動向について

平成30年度診療報酬の改定の概要



(出典:平成30年度診療報酬改定説明会(平成30年3月5日開催)資料)

(1) 7対1から10対1への動向によるもの

- 一般病棟7対1入院基本料 10, 604床(239病棟) ※1病棟45人(平均)  
(平成28年度病床機能報告制度(平成28年7月1日時点))

- ・ 7対1看護における1病棟あたりの必要看護師数: 32人
- ・ 10対1看護における1病棟あたりの必要看護師数: 23人

現行(239病棟)の必要看護師数  
32人×239病棟=7,648人

↓

- ① 2割(48病棟)が10対1に移行した場合
  - ・ 32人×191病棟=6,112人
  - ・ 23人×48病棟=1,104人
  - 7,216人
- ② 3割(72病棟)が10対1に移行した場合
  - ・ 32人×167病棟=5,344人
  - ・ 23人×72病棟=1,656人
  - 7,000人

① (432人)

② (648人)

看護人材の活用(再配置)

## (2) 療養病床の動向によるもの

- (ア) 医療療養（療養1）20対1入院基本料 1,363床（30病棟）※1病棟46人（平均）  
 (イ) 医療療養（療養2）25対1入院基本料 1,302床（30病棟）※1病棟44人（平均）  
 (ウ) 介護療養 30対1入院基本料 2,574床（50病棟）※1病棟52人（平均）  
 （平成28年度病床機能報告制度（平成28年7月1日時点））

- ・ 20対1看護における1病棟あたりの必要看護師数：14人  
 ・ 25対1看護における1病棟あたりの必要看護師数：10人  
 ・ 30対1看護における1病棟あたりの必要看護師数：10人

現行（110病棟）の必要看護師数

医療療養（療養1）14人×30病棟＝420人 ⇒ 再編後も20対1のままで変わりなし

医療療養（療養2）10人×30病棟＝300人

- ↳
- (A) すべて療養病棟入院基本料へ再編（25対1から20対1へ）  
 ・ 14人×30病棟＝420人 (▲120人)
  - (B) 半分が療養病棟入院基本料へ再編（25対1から20対1へ）  
 半分が介護医療院へ移行（25対1から30対1へ）  
 ・（療養病棟入院基本料）14人×15病棟＝210人  
 ・（介護医療院）10人×15病棟＝150人 (▲60人)
  - (C) すべて介護医療院へ移行（25対1から30対1へ）  
 ・ 10人×30病棟＝300人 (±0人)

介護療養 10人×50病棟＝500人 ⇒ 再編後も30対1のままで変わりなし

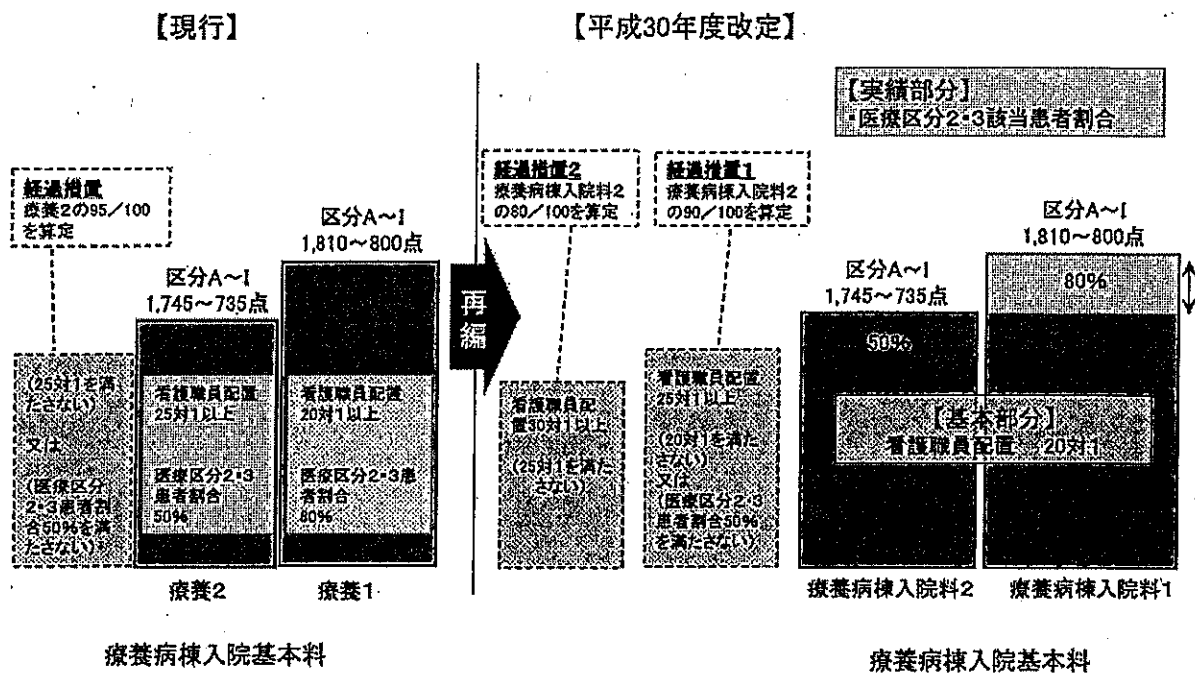
### (1) 7対1から10対1への動向によるもの

- ① 一般病棟の2割（48病棟）が10対1に移行した場合 432人  
 ② 一般病棟の3割（72病棟）が10対1に移行した場合 648人

### (2) 療養病床の動向によるもの

- (A) 医療療養（療養2）がすべて療養病棟入院基本料へ再編（25対1から20対1へ）  
 ⇒ ▲120人
- (B) 医療療養（療養2）の半分が療養病棟入院基本料へ再編（25対1から20対1へ）  
 医療療養（療養2）の半分が介護医療院へ移行（25対1から30対1へ）  
 ⇒ ▲60人
- (C) 医療療養（療養2）がすべて介護医療院へ移行（25対1から30対1へ）  
 ⇒ ±0人

## 療養病棟入院基本料の再編・統合のイメージ



(出典:平成30年度診療報酬改定の概要【暫定】平成30年2月19日版 厚生労働省保険局医療課)

## 療養病床等の概要

- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。
- 要介護高齢者の長期療養・生活施設である新たな介護保険施設「介護医療院」を創設。(平成30年4月施行)

	医療療養病床		介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別施設老人ホーム
	療養1・2 (20対1)	経過措置 (25対1)		I型	II型		
概要	病院・診療所の病床のうち、主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの。 ※療養1: 2は医療区分2・3の患者がそれぞれ8割・5割以上		病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする患者に対して、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するもの	要介護者の長期療養・生活施設		要介護者(バビリ等)を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活施設
病床数	約15.1万床 <sup>※1</sup>	約3.6万床 <sup>※1</sup>	約16.4万床 <sup>※2</sup>	=	=	約36.8万床 <sup>※3</sup> (6.6万介護型 <sup>※4</sup> 30.2万非 <sup>※5</sup> )	約36.7万床 <sup>※5</sup>
設置根拠	医療法(病院・診療所)		医療法(病院・診療所) 介護保険法(介護療養型医療施設)	介護保険法(介護医療院)		介護保険法(介護老人保健施設)	老人福祉法(老人福祉施設)
医師	48対1(3名以上)		48対1(3名以上)	48対1 (6名以上、1日当り専任者が1名以上)	100対1	100対1 (1名以上)	健康増進及び生活の質の向上のための必要数
看護職員	45対1 (65対1未満で、6対1可) 2対1 (6対1)		6対1	6対1	6対1	3対1 (6対1未満で、2対1可)	3対1
介護職員	65対1未満で、6対1可		6対1~4対1 (看護職員1対1時、65対1~4対1)	5対1~4対1	6対1~4対1		
面積	6.4㎡		6.4㎡	8.0㎡以上 ×5		8.0㎡ ×6	10.65㎡(原則個室)
設置期限	—		平成35年度末	平成30年4月施行		—	—

※1 施設基準適用(平成28年7月1日) ※2 施設基準(平成29年3月改定) ※3 介護サービス施設・事業所調査(平成27年10月1日) ※4 医療療養病床において設置施設数  
※5 大規模改修まで6.4㎡以上で可。 ※6 介護療養型は大規模改修まで6.4㎡以上で可。

(出典:「2018年介護報酬改定の改定内容」~2018年介護報酬改定の主要改定項目~厚生労働省老健局)

## Point 看護師の人材活用（再配置）をどのように誘導するか

- ・院内 → 在宅部門への配置
- ・院外 → 在宅への誘導、病院への再就業、偏在地域への誘導  
福祉施設（高齢者、障害者（児）、医療的ケア児）への誘導

### 【府が実施する事業】

- 看護職就職・就学合同フェア [Ⅱ (6) ②]
- 看護職員就業環境改善相談事業 [Ⅱ (6) ③]
- 訪問看護人材確保事業 [Ⅱ (8)]
- 訪問看護サービス確保支援事業 [Ⅱ (9)]
- 在宅医療基盤整備事業
  - ・訪問看護ステーション支援事業補助金 [Ⅱ (10)]
- 認定看護師養成（皮膚・排泄ケア看護） [Ⅲ (13)]
- 医療機能の分化のもと施設間連携に強い看護職連携 [Ⅲ (15)]
- 病院看護師に対する認知症対応力向上研修（認知症サポートナース養成研修） [Ⅲ (16)]
- 看取りサポート人材養成研修 [Ⅲ (17)]
- ナースセンター事業
  - ・無料職業紹介事業 [Ⅳ (18) ①]
  - ・再就業移動相談事業（就職説明会）の実施 [Ⅳ (18) ③]
  - ・看護力再開発事業 [Ⅳ (18) ④]
- 看護人材確保支援事業（つながりネット） [Ⅳ (20)]
- 地域医療機能強化特別事業（病床転換）
- 多職種地域連携強化事業（京あんしんネット）